特定非営利活動法人たんぽぽの会　役員報酬規程

（目的）

第１条　この規定は、特定非営利活動法人たんぽぽの会の定款第４章第１９条に基づき、役員報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

（報酬及び費用の支給）

第２条　この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は一切支給しない。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

（補則）

第３条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

第6章　賃　金

第38条（賃金の構成）

①　　賃金の構成は、次のとおりとする。

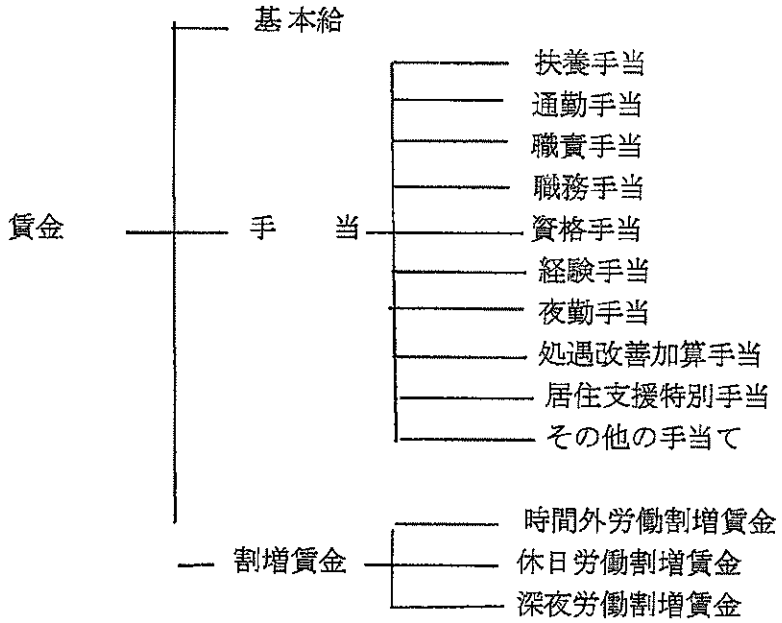

②基準内賃金は、「基本給＋職責手当＋職務手当＋資格手当＋経験手当＋居住支援特別手当」とする。

第39条（基本給）

基本給は、本人の年齢に応じ別紙の介護職・相談職賃金体系表及び事務職賃金体系表に定めるところにより、各人ごとに決定する。

第39条の2（扶養手当）

扶養手当は、別紙の介護職・相談職賃金体系表及び事務職賃金体系表に定めるとおり支給する。

第40条（通勤手当）

通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。（限度月額　25.000円）

第41条（職責手当）

職責手当は、別紙の介護職・相談職賃金体系表及び事務職賃金体系表に定めるとおり支給する。

第42条（職務手当）

職務手当は、別紙の介護職・相談職賃金体系表及び事務職賃金体系表に定めるとおり支給する。

第43条（資格手当）

資格手当は、別紙の介護職・相談職賃金体系表及び事務職賃金体系表に定めるとおり支給する。

第44条（経験手当）

経験手当は、介護職としての経験が満3年に達した（たんぽぽの会以外での職歴を含む。）以降、別紙の介護職・相談職賃金体系表及び事務職賃金体系表に定めるとおり支給する。

第44条の2（夜勤手当）

夜勤手当は、別紙の介護職・相談職賃金体系表に定めるとおり支給する。

第44条の3　（処遇改善手当）

処遇改善手当は、福祉・介護職員等処遇改善加算などを財源として、毎月の支給分と年度末などの一時金に分けて、別紙の介護職・相談職賃金体系表及び事務職賃金体系表に定めるとおり支給する。

第44条の4（居住支援特別手当）

1.「東京都障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業補助金交付要綱」の運用に準拠し支給する。この手当の支給は「東京都障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業補助金」の交付対象となる期間とする。
2. 居住支援特別手当は、別紙の介護職・相談職賃金体系表に定めるとおり支給する。

第44条の5（その他の手当）

第39条の2から前条に定める手当のほか、臨時、特別な業務で、その業務に手当を支給することが必要と理事長が認めた場合は、当該業務に対し手当を支給する。

第45条（割増賃金）

割増賃金は、次の算式により計算して支給する。

① 時間外労働割増賃金（所定労働時間を超えて労働させた場合）

$$\frac{\text{基準内賃金}}{\text{1か月平均所定労働時間数}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

② 休日労働割増賃金（所定の休日に労働させた場合）

$$\frac{\text{基準内賃金}}{\text{1か月平均所定労働時間数}} \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$$

③ 深夜労働割増賃金（午後10時から午前5時までの間に労働させた場合）

$$\frac{\text{基準内賃金}}{\text{1か月平均所定労働時間数}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

第46条（休暇等の賃金）

1. 年次有給休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。
2. 慶弔休暇の期間は、前項の賃金を支給する。
3. 休職期間中は、賃金を支給しない。

第47条（欠勤等の扱い）

欠勤、遅刻、早退及び私用外出の時間については、1時間当たりの賃金額に欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。

第48条（賃金の計算期間及び支払日）

1. 賃金は、当月分を当月25日に支払う。ただし、支払日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支払う。
2. 残業等は末日に締め切り、翌月25日に支払う。
3. 計算期間の中途で採用されまたは退職した場合の賃金は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

第49条（賃金の支払いと控除）

1. 賃金は、職員に対し、通貨で直接その全額を支払う。ただし、職員が希望した場合は、その指定する金融機関の本人名義の口座に振り込むことにより賃金を支払うものとする。

2. 次に掲げるものは、賃金から控除するものとする。
   ① 源泉所得税
   ② 雇用保険の保険料の被保険者負担分
   ③ 健康保険（介護保険を含む）及び厚生年金保険の保険料の被保険者負担分
   ④ 住民税
   ⑤ 職員代表との書面による協定により賃金から控除する事としたもの

第 50 条(昇給)
1. 法人は、法人の業績、手当の支給状況、社会の経済状況等を考慮して、昇給を適時適切に行う。
2. 昇給を行う場合は、基本給を全体的に見直し、4 月 1 日に行うことを原則とする。
3. 前項の昇給のほか、職員の勤務成績等を考慮して各人ごとに特別の昇給を行うことがある。

第 51 条（賞与）
1. 賞与は、原則として支給月に在籍する職員に対し、法人の業績等を勘案して支給する。ただし、法人の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、 支給時期を延長しまたは支給しないことがある。
2. 前項の賞与の額は、法人の業績及び職員の勤務成績等を考慮して各人ごとに決定する。

第 7 章　定年、退職及び解雇

第 52 条（定年等）
1. 職員の定年は満 65 歳とし、定年に達した日の属する月の末日をもって退職とする。
2. 前項による定年に達した職員が引き続き勤務を希望した場合は、引き続き業務が遂行できると判断され、かつ解雇事由又は退職事由に該当しない職員については、1 年ごとの更新で継続雇用する。
   継続雇用は最長で満 70 歳に達した日の属する月の末日までとする。
3. 前項により継続雇用される場合の賃金は、別途毎年の更新契約で定める額とする。

第 53 条（退職）
前条に定めるもののほか職員が次のいずれかに該当するときは、退職とする。
① 退職を願い出て法人から承認されたときまたは退職願を提出して 14 日を経過したとき
② 期間を定めて雇用されている場合、その期間を満了したとき
③ 第 11 条に定める休職期間が満了し、なお休職事由が消滅しないとき
④ 死亡したとき

第 54 条（解　雇）
1. 職員が次のいずれかに該当するときは、解雇するものとする。ただし、第 63 条の⑥の事由に該当すると認められたときは、同条の定めるところによる。
   ① 勤務成績または業務能率が著しく不良で、職員としてふさわしくないと認められたとき
   ② 精神または身体の障害により、業務に耐えられないと認められたとき
   ③ 事業の縮小その他事業の運営上やむを得ない事情により職員の減員等が必要となったとき
   ④ 法人で管理する法人に関する情報並びに職員、法人の提供するサービスの利用者及びその家族等に関する個人情報及び特定個人情報を故意に、あるいは重大な過失により、漏えいさせたとき。
   ⑤ その他前各号に準ずるやむを得ない事情があったとき
2. 前項の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも 30 日前に予告をするかまたは予告に代えて平均賃金の 30 日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし、労働基準監督署長の認定を受けて第 62 条の⑥に定める懲戒解雇をする場合及び次の各号のいずれかに該当する職員を解雇する場合は、この限りでない。

介護職・相談職　賃　金　体　系

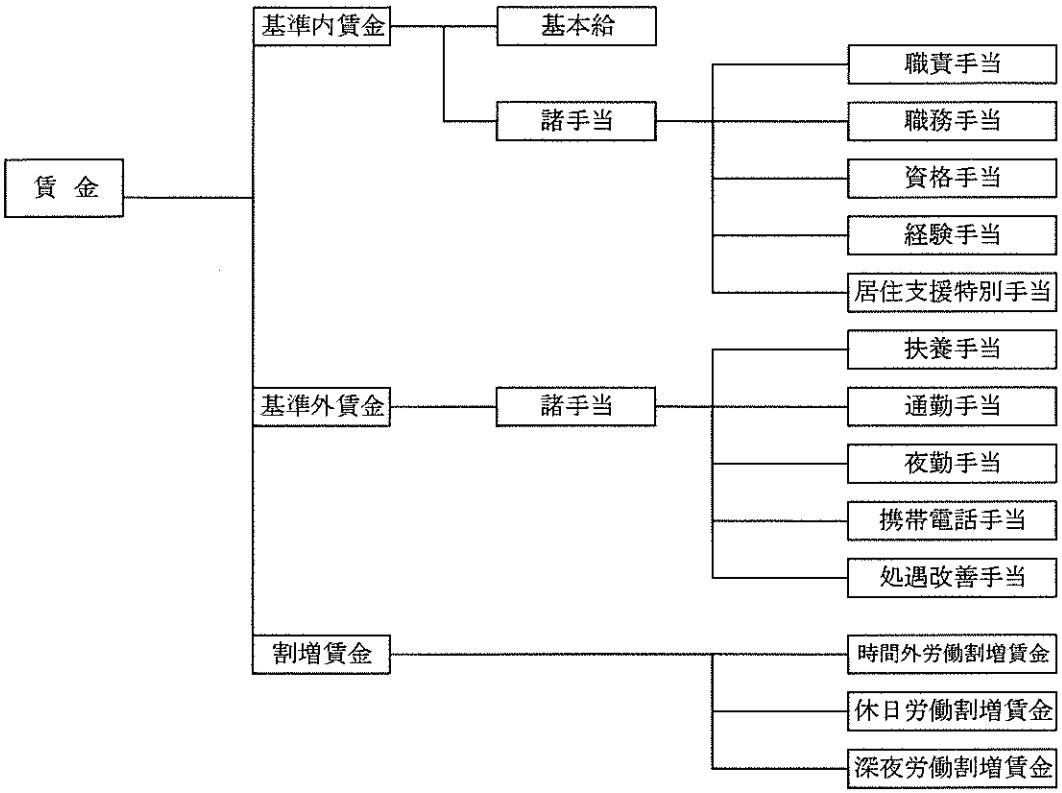

Ⅰ:基本給

基本給(年齢給)	
毎年500円昇給　55歳まで	
年齢	
18	200,500
19	200,500
20	200,500
21	201,000
22	201,500
23	202,000
24	202,500
25	203,000
26	203,500
27	204,000
28	204,500
29	205,000
30	205,500
31	206,000
32	206,500
33	207,000
34	207,500
35	208,000
36	208,500
37	209,000
38	209,500
39	210,000
40	210,500
41	211,000
42	211,500
43	212,000
44	212,500
45	213,000
46	213,500
47	214,000
48	214,500
49	215,000
50	215,500
51	216,000
52	216,500
53	217,000
54	217,500
55	218,000

Ⅱ:諸手当(毎月支給するもの)

職責手当	
主任	90,000
副主任A	70,000

職務手当	
副主任B	20,000
業務責任者	10,000
業務副責任者	5,000

資格手当	
介護福祉士	10,000

経験手当
知的障害者(児)作業所、施設、学校等での勤務経験を加える
3年経験後毎年500円昇給55歳まで

扶養手当	
被扶養者の範囲は生計を一にし税務上収入ゼロの人	
扶養者1人につき	5,000

夜勤手当	
萩寮・GHけやき・GHこのみ夜勤手当	8,000
池尻短期入所、緊急一時保護夜勤手当(管理職)	6,800

処遇改善手当(毎月分)	
介護福祉士で10年以上の介護職としての経験を有する介護職及び相談職の職員	34,600
その他の職員	27,600

居住支援特別手当	
「東京都障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業補助金交付要綱」第7条第4項(1)に当たる	10,000
第7条第4項(2)に当たる加算額	10,000

携帯電話手当	
携帯電話持ち帰り者	2,500

※ 賞与、退職金(共済掛金)の対象は基本給のみとする

※ 但し、職責手当は賞与の対象とする。

※ 退職金制度加入は任意

※ 基本給・経験手当は事業年度の4月1日現在で決定

経験手当の最初の昇給は年度の前半に採用された者は、3回目の4月1日が到来する日とし、年度の後半に採用された者は4回目の4月1日が到来する日とする

※ 資格手当は取得後証明書提出の翌月より支給

※ 処遇改善手当は基準外手当とする(残業・賞与の対象ではない)

※ 短時間勤務の職員の処遇改善手当は、短時間分を減額して支給する

※ 管理職以外の職員が池尻短期入所、緊急一時保護で夜勤をした場合は残業(深夜割増を含む)代として支給する。

Ⅲ:諸手当(年度末などに支給するもの)

処遇改善手当(一時金)
支給額は、処遇改善加算額から毎月支給額の累計を控除した残額に基づき計算した額

(令和6年4月改定)

書式第１７号（法第５５条関係）

特定非営利活動促進法第54条第２項第３号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人　たんぽぽの会	事業年度	令和７年４月１日～ 令和８年３月31日

1　**資金に関する事項**［①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項］

※　丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第２項第３号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1)　収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
受取会費	１，０３４，０００円
受取寄付金	５，３１２，０００円
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	１９６，２６９，３６１円
障害者総合支援法に基づく一般・特定相談事業収益	２９，６６８，９６７円
児童福祉法に基づく障害児相談事業収益	８８０，４０３円
短期宿泊事業収入	６，８１４，８８０円
自主事業収益	３，６１３，０００円
移動支援従事者養成研修収益	３２，０００円
受取補助金・助成金	１９，３３７，８９２円
その他の収益	７，３０９，２６８円
	円
	円
	円
	円
合計	２７０，２７１，７７１円

(2)　借入金の明細

借入先	金額
役員 [redacted]（長期借入金）	３６，４００，０００円
福祉医療機構（長期借入金）	６１，２３６，０００円
合計	９７，６３６，０００円

(3)　その他

該当なし

2　取引の内容に関する事項［③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項　イ　収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引　ロ　役員等との取引］

(1)　収益の生ずる取引の上位５者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取　引　内　容　等
[redacted]	[redacted]	107,575,244 円	障害者総合支援法に基づく事業収入
		88,860,206 円	障害者総合支援法に基づく事業収入、共同生活援助事業補助金、相談支援事業委託費収入他
		15,124,044 円	障害者総合支援法に基づく事業収入、共同生活援助事業補助金他
		10,399,052 円	障害者通所施設等整備補助金、居住支援特別手当補助金、宿舎借り上げ支援事助成金
		9,780,200 円	障害者総合支援法に基づく事業収入

(2)　費用の生ずる取引の上位５者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取　引　内　容　等
[redacted]	[redacted]	[redacted]	職員給与
			職員給与
			職員給与
			職員給与
			職員給与

(3)　役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ　資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
該当なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ロ　資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
該当なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ　役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
該当なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

3　寄附者に関する事項［④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日］

氏　　名	寄　附　金　額	受領年月日
該当なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

4　役員等に対する報酬又は給与の状況［⑤イ　役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額］

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者(注1)（以下「役員等」という。）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

（注１）「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族

② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ　役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏　　名	職　名	法人との関係（注２）	報酬・給与の区　分	支給期間等	支給金額
[redacted]			給与	令和７年４月１日～令８年３月31日	2,160,000円
			給与	令和７年４月１日～令和８年３月31日	[redacted]

（注２）注１の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	令和７年　４　月　１　日～令和８年　３　月　31日

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
１１９人	１６８，８８４，３４８円

5　支出した寄附金に関する事項［⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日］

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
該当なし			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
		合計	円	

6　海外への送金等に関する事項［⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日］

実施日	使途	金額
．　．	該当なし	円
．　．		円
．　．		円
．　．		円
．　．		円
．　．		円
．　．		円
．　．		円
．　．		円
．　．		円

書式第７号（法第４４条・５１条・５８条関係）

認定基準等チェック表　（第３表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人　たんぽぽの会	チェック欄
３ 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ　役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ３分の１以下であること (1)　役員及びその親族等 (2)　特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ　各社員の表決権が平等であること ハ　会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ　支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		レ

イ

区分＼項目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
ⓐ	令和７年４月１日～令和８年３月 31 日	7人	0人	0%	0人	0%
ⓑ	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
ⓒ	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
ⓓ	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
ⓔ	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
ⓕ	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

（注１）　各欄の人数等は、第３表付表１「役員の状況」から転記してください。

（注２）　③及び⑤については、小数点以下第２位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

（注意事項）

- 認定基準等チェック表（第３表）は、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい・(いいえ)	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	(はい)・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

㊟　該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第３表付表２「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第３表）記載要領

項　　目	記　載　要　領	注　意　事　項
イの各欄	区分欄の「ⓐ～ⓕ」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第３表付表１「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「ⓐ」から「ⓕ」については、イに記載する各期間（「ⓐ」から「ⓕ」）を示したものです。	①　「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ②　「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第３表付表２「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「ⓐ」から「ⓕ」については、イに記載する各期間（「ⓐ」から「ⓕ」）を示したものです。	

記載要領の補足

○　二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。 なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

書式第８号（法第４４条・５１条・５８条関係）

役　員　の　状　況

第３表付表１

法人名	特定非営利活動法人たんぽぽ会	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
役　員　数		7人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役　員　の　内　訳

氏　名	住　所	職名	続柄等	就任等の状況							
				ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時	就任・退任年月日
関谷　晶子	[redacted]	理事	[redacted]	○							H16.5.21 就任
岩﨑　貞二		理事		○							H23.5.26 就任
白石　美加		理事		○							R5.5.30 就任
早川　秀雄		理事		○							H27.5.21 就任
堀口　智子		理事		○							R5.5.30 就任
渡辺　淳子		理事		○							H29.5.25 就任
田邉　俊子		監事		○							R7.5.29 就任
安樂　美都江		監事		○							R1.5.30 就任 R7.5.29 退任

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することがで

書式第９号（法第４４条・５１条・５８条関係）

帳　簿　組　織　の　状　況

第３表付表２

法人名	特定非営利活動法人　たんぽぽの会

伝　票　又　は　帳　簿　名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト(TKC)使用 ルーズリーフ	都度	７年
仕訳日記帳	会計ソフト(TKC)使用 ルーズリーフ	都度	７年
給与台帳	給与ソフト(TKC)使用 ルーズリーフ	月１回	７年
固定資産台帳	会計ソフト（TKC）使用 ルーズリーフ	年１回	７年
現金出納帳	エクセル使用 ルーズリーフ	都度	７年

（記載要領）

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

書式第１０号（法第４４条・５１条・５８条関係）

認定基準等チェック表　（第４表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人たんぽぽの会	チェック欄
４　事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ　宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		レ

ロ　役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと

ハ　実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が８０%以上であること

ニ　実績判定期間における受入寄附金総額の７０%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

イ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

- 「認定基準等チェック表（第４表）」は、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第４表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

書式第１３号（法第４４条・５１条・５８条関係）

認定基準等チェック表　（第５表）

法人名	特定非営利活動法人たんぽぽの会	チェック欄
５　次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		レ

イ　特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）

ロ　各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

ハ　寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

ニ　役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

ホ　収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類

ヘ　助成の実績を記載した書類

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。	同　意	
	する	しない

イ	①　事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ②　役員名簿 ③　定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
ホ	次の事項を記載した書類 ①　収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ②　資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③　次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・　収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位５者との取引 ・　役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④　寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤　役員等に対する報酬又は給与の状況 a　役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（b に係る部分を除く。） b　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥　支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦　海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し

（注意事項）

・認定基準等チェック表第５表は、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

書式第１４号（法第４４条・５１条・５８条関係）

認定基準等チェック表　（第６、７、８表）

法人名	特定非営利活動法人たんぽぽの会

認定基準等チェック表　（第６表）

６　実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第２８条に規定する事業報告書等を同法第２９条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄

特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無

ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

認定基準等チェック表　（第７表）

７　法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄
	レ

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実
その他公益に反する事実の有無

ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
有 ・ (無)	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

注・認定基準等チェック表（第７表）は、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

認定基準等チェック表　（第８表）

８　申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後１年を超える期間が経過していること	チェック欄

事業年度	月　日～　月　日	設立年月日	平成　年　月　日

（注意事項）

- 法第５５条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第６表及び第８表）は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第６表及び第８表）の記載の必要はありません。また、法第５５条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

書式第１５号（法第４４条・５１条・５８条関係）

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人たんぽぽの会	チェック欄

認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 レ

1　役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合

イ　認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しないもの

ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ハ　特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 (注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

二　暴力団の構成員等 (注2)

2　認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から５年を経過しない法人

3　定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人

4　国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。

5　国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しない法人

6　次のいずれかに該当する法人

イ　暴力団

ロ　暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しない者の有無	有・(無)
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無	有・(無)
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無	有・(無)
二	暴力団の構成員等の有無	有・(無)

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から５年を経過しない法人	はい・(いいえ)

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・(いいえ)

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人	はい・(いいえ)
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記４に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること ※その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること ※役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しない法人	はい・(いいえ)

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・(いいえ)
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・(いいえ)